

富士吉田市農業委員会 令和6年3月定例総会議事録

1 招集期日 令和6年3月27日（水）

2 招集場所 庁舎西会議室

3 出席委員（13名）

会長 佐藤 万吉（第3番）

第1番	藤井 與三郎	第2番	小俣 創	第4番	小俣 俊子
第6番	渡邊 和英	第7番	遠山まさの	第8番	渡邊 孝治
第9番	宮下 師貴	第10番	權正 常夫	第11番	羽田 善行
第12番	勝俣 道明	第13番	志村 金三	第14番	滝口 倉一

また、出席した農地利用最適化推進委員は5名であり次のとおりである。

遠山 克二、眞田 眞喜雄、羽田 隆、梶原 久、滝口 等

4 欠席委員 第5番 小野 利壹
加々美 和也

5 議事日程

第一 議事録署名委員の指名について

第二 会期の決定について

第三 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第四 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

第五 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第六 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について

第七 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定
による農用地利用集積計画の決定について

第八 議案第6号（仮称）富士吉田市中心部地区画整理組合の設立に伴う「農地の
取扱い」に関する農業委員会の意見について

6 職務および説明のため出席した職員

農業委員会事務局

事務局長 渡辺孝広

事務局次長 木勢美妃

会計年度任用職員 網倉郷美

7 開議 午後2時05分

○ 議長（会長）

本日は、大変ご苦勞様です。ただいまから、富士吉田市農業委員会 3 月定例総会を開会いたします。開会にあたり報告いたします。農業委員 14 名の内、出席委員は 13 名であり、小野委員より欠席ということで報告を受けております。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、会議が成立する旨、報告いたします。また、同法第 29 条により、各地区推進委員にも出席を求めています、加々美推進委員より欠席の報告を受けておりますので、あわせて報告します。

○ 議長（会長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。これより議事に入ります。日程第一、「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。富士吉田市農業委員会会議規則第 44 条の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議がありませんので、議事録署名委員には、
第 6 番 渡邊 和英 委員、第 8 番 渡邊 孝治 委員
を指名いたします。

○ 議長（会長）

次に、日程第二、「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。会期は本日 1 日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。それでは、ここで各申請事案の審査のため、暫時休憩いたします。休憩中、各地区委員会で申請事案の審査をお願いいたします。

（午後 2 時 07 分休憩）

（午後 2 時 10 分再開）

○ 議長（会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、お手元に配付いたしました議案について、ご審議願います。

なお、審議にあたっては各地区担当委員会順に議案の審議を進めて参りますので、委員各位にはご了承をお願いいたします。

○ 議長（会長）

日程第三、議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

第 1 委員会の 1 件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第1号 第1委員会の1件の朗読後】

こちらにつきましては、譲受人が営農拡大を図るための権利移動の申請であります。譲受人の資格については、別紙の調査表に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（小俣 俊子 君）

第1委員会から報告いたします。受理番号3の24号の申請地は、新屋の旧山梨中央銀行の南東、約60mに位置しています。譲受人は認定農業者であり、申請地では今後も野菜を作付けする予定だそうです。

以上より、この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の1件について採決いたします。第1委員会の1件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

議案第1号の農地法第3条許可申請の1件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第四、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

第1委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第2号 第1委員会の2件の朗読後】

こちらの受理番号4の24号については、申請地を住宅建築用地とするもので、用途地域内の第3種農地に相当する土地であり、許可相当と考えます。

次に受理番号4の26号については、申請地を長屋住宅建築用地とするもので、用途地域内の第3種農地に相当する土地であり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（小俣 俊子 君）

第1委員会から報告いたします。3月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号4の24号の申請地は、新屋山神社の東、約240mに位置しております。必要書類も整っており、許可相当と考えます。次に受理番号4の26号の申請地は、富士北稜高校の西、約300mに位置しております。必要書類も整っており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の2件について採決いたします。第1委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第5委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第2号 第5委員会の1件の朗読後】

こちらは、住宅に隣接した申請地を駐車場・進入路用地として利用している追認案件です。用途地域外の第2種農地に相当する土地であります。住宅などが連坦している地域で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会委員長（羽田 善行 君）

第5委員会から報告いたします。3月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号4の25号の申請地は、明見第二駐在所の南、約190mに位置しております。始末書等必要書類も整っており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の1件について採決いたします。第5委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号の農地法第4条許可申請の3件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第五、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。第1委員会の転用許可申請2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

なお、日程第六、議案第4号の「農地法第5条の規定による許可後の計画変更について」は、受理番号5の83号の申請により一体利用地に変更を生ずるものであるため、こちらで一緒にご審議いただきます。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第3号 第1委員会の2件の朗読後】

受理番号5の82号につきましては、譲受人が申請地を宅地分譲用地とするもので、6区画で総面積が1,828.79㎡ありますので、県の諮問案件となります。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の83号につきましては、82号の申請地に隣接しております。また、11月の定例総会において同一申請者により、住宅建築用地として5条申請が行われております。ここで11ページの議案第4号をご覧ください。

【議案第4号 第1委員会の1件の朗読後】

今回の申請では、36㎡の残地を11月の申請用地の進入路用地とするもので、一体利用地に変更が生ずるものです。そのため、11月申請の事業計画の変更申請も同時に提出されております。これらの申請地は用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（小俣 俊子 君）

第1委員会から報告いたします。3月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

議案第3号の受理番号5の82、83号及び議案第4号の受理番号85の2号の申請地は、オートバックス富士吉田店の北側に隣接しております。217㎡から261㎡の6区画を宅地分譲と専用住宅の建築計画です。これらの申請については、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の3件について採決いたします。第1委員会の3件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第2委員会の4件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第3号 第2委員会の4件の朗読後】

受理番号5の76及び80号につきましては、申請地を住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

次いで、受理番号5の81号につきましては、申請地を住宅敷地の一部として利用している追認案件となります。用途地域内の第3種農地に相当する土地であり、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。

受理番号5の84号につきましては、申請地を資材置場用地として利用している追認案件であります。用途地域内の第3種農地に相当する土地であり、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員会委員長（渡邊 和英 君）

第2委員会から報告いたします。3月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の76号の申請地は、下吉田東小学校の北、約200mに位置しています。専用住宅を建築する予定で、必要書類も整っており、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の80号の申請地は、小佐野工業株式会社の南西、約100mに位置しています。こちらも専用住宅を建築する予定で、必要書類も整っており、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の81号の申請地は、弁天公園の南東、約140mに位置しています。住宅敷地の一部が農地のままでしたが、今回贈与により権利を移転するもので、始末書等必要書類も整っており、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の84号の申請地は、葭池温泉前駅の線路を挟んだ北側に隣接しており、3年ほど前から資材置場として義父より借り受けて利用していたそうです。始末書等必要書類も整っており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の4件について採決いたします。第2委員会の4件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第3委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第3号 第3委員会の2件の朗読後】

こちらの2件につきましては、2月の受理番号5の69号の申請地に隣接して駐車場用地への転用と一時転用の申請が提出されたものです。

受理番号5の78号につきましては、申請地を駐車場用地として利用している追認案件です。用途地域内の第3種農地に相当する土地であり、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。次に、受理番号5の79号については、申請地を進入路及び資材置場として一時転用するものです。申請地は用途地域内の第3種農地であり、転用期間は令和6年11月20日までと明確に区切られており、復元計画書も添付されており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長（渡邊 孝治 君）

第3委員会から報告いたします。3月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の78、79号の申請地は、竜ヶ丘会館の東側に道路を挟んで隣接しております。78号については、始末書等必要書類も整っており、許可相当と考えます。また、79号については、必要書類も整っており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の2件について採決いたします。第3委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第6委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第3号 第6委員会の2件の朗読後】

こちらの2件につきましては、申請地を住宅用地として利用している追認案件です。用途地域外の第2種農地に相当する土地であります。住宅が密集している地域であり、住宅等が連坦している地域と言えまして、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第6委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第6委員会委員長（滝口 倉一 君）

第6委員会から報告いたします。3月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の85、86の申請地は、白糸町会館の北西、約120mに位置しております。申請地は譲渡人である祖父が50年ほど前に工場・住宅を建築し、このたび、孫が住宅を新築するにあたり違反転用に気付いたとのこと。始末書等必要書類も整っており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第6委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第6委員会の2件について採決いたします。第6委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号の農地法第5条許可申請の10件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

日程第六、議案第4号の1件ですが、議案第3号の案件とともに審議いたしました。

次に、日程第七、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

今回の案件は、設定件数16件です。筆数累計は35筆、面積合計は29,239.41㎡です。再設定の案件が11件、新規の案件が5件となります。新規5件のうち、認定農業者の案件が2件、他が3件となります。他の3件につきましては、番号7、8、10となります。

【議案第5号 番号7、8、10の朗読後】

他の案件の詳細につきましては、資料をご覧ください。これら案件はいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは、利用権の新規設定分で、認定農業者案件でないものについて、第2委員会から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員会推進委員（眞田 眞喜雄 君）

第2委員会から報告いたします。3月21日に、地区委員と事務局とで申請のあった現地を確認しました。番号7と8の申請地は、吉田ガスの南西に隣接する畑で、借受人は一般野菜を作付けする予定です。番号10の申請地はさいとう眼科クリニックの西、約180mに位置しており、借受人は亜麻を栽培する予定です。これらは農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たしているものと考えます。

ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局説明、第2委員会推進委員からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 宮下 師貴 委員

こちらの備考にある亜麻というのはどういう作物ですか。

○ 事務局

亜麻というのはいわゆるリネンのことでありまして、近くにあるテンジンという織物会社ではこのリネンを使っていろいろなものを作っているそうです。種子はアマニといわれて、アマニオイルの原料となります。

○ 宮下 師貴 委員

アサ布のことですか。

○ 事務局

アサとは違うものだそうで、非常に風合いの良い繊維が取れるものだそうです。

○ 勝俣 道明 委員

用途は何ですか。

○ 事務局

テーブルクロスなどに利用するそうです。

○ 羽田 善行 委員

ストールにも使われますね。

○ 議長（会長）

他にはありませんか。質疑なしと認めます。これより、農用地利用集積計画の決定について採決いたします。議案第5号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。次に、日程第八、議案第6号「（仮称）富士吉田市中原土地区画整理組合の設立に伴う『農地の取扱い』に関する農業委員会の意見について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

令和6年3月8日付けで、（仮称）富士吉田市中原土地区画整理組合の設立認可申請者より、組合設立にあたって、「農地の取扱い」について農業委員会の意見を伺いたい旨の依頼がありました。

こちらのエリアにつきましては、以前市営団地などがあった地区でありまして、皆さんのお手元にも計画エリアの図面が配布してあります。つきましては、事務局で作成いたしました意見案につきまして、ご審議のうえ承認いただきたく、お願いいたします。

【議案第5号 「農地の取扱いについて（意見）」の朗読】

○ 議長（会長）

ただいまの事務局説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、「（仮称）富士吉田市中原土地区画整理組合の設立に伴う『農地の取扱い』に関する農業委員会の意見について」採決いたします。議案

第6号については、原案のとおり回答することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号については決定いたしました。

以上で、令和6年3月定例総会に付された案件の審議は、全て終了いたしました。
その他で、委員各位から何かありましたらご発言願います。

○ 議長（会長）

事務局から報告・連絡事項等がありましたら発言願います。

○ 議長（会長）

委員各位には長時間にわたりご審議等をいただき、ありがとうございました。これをもって、富士吉田市農業委員会3月定例総会を閉会いたします。本日は、大変ご苦勞様でした。

8 閉会 午後3時44分

上記のとおり、正確なることを証するため、ここに署名する。

令和6年3月27日

富士吉田市農業委員会

会長（議長） 佐藤 万吉

委 員 渡邊 和英

委 員 渡邊 孝治